

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成26年3月20日
【会社名】	インスペック株式会社
【英訳名】	inspec Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菅原 雅史
【本店の所在の場所】	秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷79番地の1
【電話番号】	0187(54)1888
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 富岡 喜栄子
【最寄りの連絡場所】	秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷79番地の1
【電話番号】	0187(54)1888
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 富岡 喜栄子
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 349,811,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	592,900株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1 平成26年3月20日(木)開催の取締役会決議によるものであります。
- 2 発行新株にかかる議決権数を発行済株式の議決権数で除した議決権の希薄化率が29.52%となるため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見書を入手しております。
- 3 振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	592,900株	349,811,000	174,905,500
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	592,900株	349,811,000	174,905,500

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
590	295	100株	平成26年4月7日(月)	該当事項なし	平成26年4月7日(月)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
- 3 上記株式の割当予定先から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
インスペック株式会社 管理部経理課	秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷79番地の1

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社秋田銀行 角館支店	秋田県仙北市角館町田町上丁5番18号
株式会社北都銀行 角館支店	秋田県仙北市角館町中町5番地

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
349,811,000	14,500,000	335,311,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用(130万円)、登記関連費用(150万円)、株式事務手数料(50万円)、公告その他調査費用(220万円)及びフィナンシャルアドバイザー費用(900万円)等であります。

3 当社は、イノベーション・エンジン株式会社(東京都港区芝2-3-12 代表取締役社長 佐野睦典)との間で資金調達に関するアドバイザー契約を締結しており、本第三者割当増資において実際に払込みを受けた場合に、国内における割当先からの払込金額の3%に相当する金額をアドバイザー業務の対価として支払うものとされており、払込みを受けない場合はアドバイザー業務の対価の支払いは不要とされております。

4 当社は、平成25年10月に第三者割当増資を実施しており、調達資金の使途状況については以下のとおりであります。

発行時における当初の資金使途	ニーズに対応した半導体基板AVIの新製品開発 国内・海外事業拡大のための投資費用(販売強化のためのデモ機製作、量産向け仕込み資金) 運転資金(人件費、経費等の支払)
発行時における支出予定時期	平成25年11月～平成26年10月 平成25年11月～平成26年10月 平成25年11月～平成26年12月
現時点における充当状況	予定金額(80,000千円)に対し、平成25年11月～平成26年3月までにおいて、AVIのソフト開発および光学系のシステム開発等で約20,000千円を充当しております。 予定金額(70,000千円)に対し、平成25年11月～平成26年3月までにおいてハイエンドAOI及び最新の確認用レビュー装置のデモ機製作費用として約40,000千円を充当しております。 予定金額(137,636千円)に対し、平成25年11月～平成26年3月までにおいて受注増加による主要部材の仕入れ資金として約30,000千円を充当しております。 、及びの残りの分についても予定通り充当される見込みであります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額335,311,000円は、下記のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
顧客ニーズに対応した新製品開発(1)	100,000,000	平成26年5月～平成27年4月
受注戦略としての評価用デモ機製作資金(2)	100,000,000	平成26年4月～平成26年10月
運転資金(受注増による仕込調達資金の支払)(3)	135,311,000	平成26年4月～平成26年12月

(注) 上記支出予定時期までの資金管理につきましては、銀行預金として管理する予定であります。

- (1) 大手有力メーカーは常に次世代向けの新製品開発を手がけており、当社はその情報をいち早く入手し、顧客ニーズに対応可能な新製品の開発に注力し、さらなる競争力の強化と開発スピードの加速策に取り組みます。
- 具体的には、スマートフォンやウェアラブルコンピューター(注1)など、小型のモバイル機器の開発が進み、これらに使用されるパッケージ基板の小型化・薄型化が加速しております。これらは、従来のパッケージ基板に比べ配線パターンがさらに微細化しており、品質保証の観点から一段の高精度検査が求められております。
- 今後急成長が見込まれるこれらの製品に対応するため、有力なパッケージ基板メーカーではすでに製品試作が進んでおります。これらのパッケージ基板は、徹底した小型軽量化が図られており、PC用のCPU基板や周辺チップ用基板と比べ数分の1というサイズであるため、高速に検査処理をするためには、システム全体を新たに開発する必要があります。このシステムをいち早く市場に投入し顧客ニーズに対応していくため、調達資金のうち約4千万円を早期に投入して、次世代モデルの高速高精度AVI(注2)のコア技術である画像検査ソフトの新バージョン開発、及びマテハンシステムの開発設計を先行して行い、その後今回の調達資金の残りの約6千万円を投じて新モデルのプロトタイプを試作からシステム全体の総合デバッグ作業を短期間で実施し、新製品(注4)の早期の市場投入を目指してまいります。なお、前回増資により調達したAVI開発資金の残りの分約6千万円については予定通りフレキシブル基板(FPC)向け最終外観検査装置(AFVI)の開発に充当してまいります。
- (2) 海外における営業戦略の一つとして、顧客にデモ機を設置し、当社製品を評価していただき、その評価が他社よりも優位であることで注文に結び付ける戦略があり、台湾、中国においては主流となっております。当社は基板AOI(注3)市場においては後発であるため、他社より技術的・價格的に優位性があることを立証するためにも、デモ機を設置しての戦略が不可欠となってきており、積極的にこの市場での販売活動に取り組んでいくため、調達資金の約5千万円を投じて、小型AVIを5台、精密AOIを3台製作し、現在商談中の顧客でデモを開始します。その後さらに追加で調達資金の約5千万円を投じて同数のデモ機を製作し、平成26年5月以降に開催される海外の展示会へ出展すると同時に、新たな顧客獲得に向けて積極的な販売活動を展開してまいります。
- なお、前回増資により調達した残りの3千万円については国内市場向けの販売強化のためのデモ機製作に充当すべく対応してまいります。
- (3) 当社の主力製品である基板AOI、AVIの検査装置事業の特性として、受注から納品、検収、回収まで約4ヶ月から長いもので1年程度の期間を要する物件があり、その売上高の規模は当期実績として約5億円であり、他方、検査装置の製造に係る仕入や外注費用の支払は、先払いも含め概ね1ヶ月から3ヶ月程度であることから、当社が一時立替をするという期間が生じてきます。
- 昨今の当社が関わっている市場の急拡大と合わせ、当社の受注の急拡大が予想されており、今期末の受注残高が前期末比で大幅に増加する見込であることに加え、大型案件の引き合いが増加しているため、原材料仕入等に伴う運転資金の増加額が2億円～3億円前後と大きく変動することが見込まれます。このような短期的な資金需要の増減に機動的かつ柔軟に対応していくため、調達資金のうち1.35億円を運転資金に充当し、これに加えて平成25年10月に実施した増資資金のうちの運転資金充当額の残金約1億円と合わせて、柔軟に対応してまいります。

- (注1) ウェアラブルコンピューター (wearable computer) :  
身につけて持ち歩くことができるコンピューターのこと。  
小さく軽いデバイスで構成され、腕時計のように普段身につける小物装飾品（道具）を利用したものから、ヘッドマウントディスプレイ（HMD）のように、身につけて出歩くことも不可能ではない小物品、あるいは、衣類にコンピューターを統合したものまで、幅広く研究されている。高機能化した携帯電話機や携帯ゲーム機、ICカードといったものも広義ではウェアラブルコンピューターの種類といえる。
- (注2) 基板A V I : 最終外観検査装置  
スマートフォン、携帯電話等の高密度基板及び精密フレキシブル基板の外観検査。  
CPUやGPUなどの超精密半導体PKG基板の外観検査。  
基板としての完成時に金メッキ部のキズ・変色・形状不良・メッキ不良、SR部の異物、キズなど外観全般の感応検査。  
目視に変わる機能が必要なため、難易度が高い。
- (注3) 基板A O I : 精密プリント基板検査装置（パターン検査装置）  
半導体用の精密パッケージ基板や携帯電話等に使われる精密プリント基板のパターン形成プロセスでは、大判の材料で製造されるため、それに対応したパターン検査として使用される装置。  
基板に形成された配線が、設計通りの精度で作られているか検査する。  
電気検査では配線の細りなどが検査できないためA O I 検査が重要。
- (注4) 新製品 :  
スマートフォンやウェアラブルコンピューターなど、小型のモバイル機器の開発が進み、これらに使用されるパッケージ基板の小型化・薄型化が加速しております。これらは、従来のパッケージ基板に比べ配線パターンがさらに微細化しており、品質保証の観点から一段の高精度検査が求められております。今後急成長が見込まれるこれらの製品に対応するため、有力なパッケージ基板メーカーですでに製品試作が進んでおり、その検査ニーズに対応可能な、高精度かつ高速A V I の導入が急がれていることから、当社では新たに次世代モデルの高速高精度A V I を開発するものであります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要	名称	F P成長支援A号投資事業有限責任組合	
	所在地	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号	
	出資額	180,000千円	
	組成目的	日本国内の上場企業への投資	
	主たる出資者及びその出資比率	1. 三和シャッター工業株式会社 19.47% 東京都新宿区西新宿2-1-1 2. 西向天神社 10.62% 東京都新宿区新宿6-21-1 西向天神社内 3. L I Tパートナーズ株式会社、フレンドリー・ パートナーズ株式会社を含むその他個人 69.91%	
業務執行組員又はこれに類する者	名称 フレンドリー・パートナーズ株式会社 所在地 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビル ザング2F 代表者 代表取締役 古川 勝博 事業内容 投資事業組合運営業務		
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。( )
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	該当事項はありません。	

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成26年3月20日現在におけるものであります。

- ( ) 割当先である「F P成長支援A号投資事業有限責任組合」自体は当社に対する出資は初めてであります  
 が、同じ業務執行組員であるフレンドリー・パートナーズ株式会社が組成した「F P成長支援E号投資  
 事業有限責任組合」が、平成25年10月に第三者割当増資を実施したときの割当先であり、488,300株を保有  
 しております。なお、金融商品取引法第27条の23第6項の共同保有者とみなされる関係には該当しませ  
 ん。

a 割当予定先の概要	名称	Endeavor Partners SG Pte Ltd.	
	本店の所在地	10 ANSON ROAD #26-04 INTERNATIONAL PLAZA SINGAPORE	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	エンデバー・パートナーズ株式会社 代表取締役 高山 清行 東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル5階	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 高田 裕之	
	資本金	300,000シンガポールドル	
	事業の内容	ビジネスコンサルタント業務	
	主たる出資者及びその出資比率	高田 裕之 50% 高山 清行 50%	
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	該当事項はありません。	

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成26年3月20日現在におけるものであります。

a 割当予定先の概要	名称	株式会社ユープランニング	
	本店の所在地	大阪府大阪市中央区島之内1-11-30	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 浮舟 邦彦	
	資本金	57,000千円	
	事業の内容	学校経営附属業務	
	主たる出資者及びその出資比率	浮舟 邦彦(89.2%) 浮舟 廣子(10.8%)	
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	当該会社の大株主浮舟邦彦氏が議決権の86.67%を保有する株式会社滋慶が、当社の普通株式を271,300株保有しております。なお、金融商品取引法第27条の23第6項の共同保有者とみなされる関係には該当しません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	該当事項はありません。	

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成26年3月20日現在におけるものであります。

a 割当予定先の概要	名称	株式会社国際教育センター	
	本店の所在地	大阪府大阪市中央区島之内1-10-15 滋慶ビル	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 寺田 宗功	
	資本金	20,000千円	
	事業の内容	学校経営附属業務	
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社滋慶 100%	
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	当該会社の議決権の100%を保有する株式会社滋慶が、当社の普通株式を271,300株保有しており、当該会社の共同保有者にみなされる関係にあります。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	該当事項はありません。	

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成26年3月20日現在におけるものであります。

a 割当予定先の概要	名称	TAIWAN KONG KING CO., LTD (台湾港建股份有限公司)	
	本店の所在地	5F-1, NO. 66, NAN KAN RD, SEC. 2, LU-CHU HSIANG, TAOYUAN, TAIWAN	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	W K K ジャパン株式会社 代表取締役 渡部 正人 東京都港区芝公園一丁目7番地15号 池田ビル2階	
	代表者の役職及び氏名	会長 許宏傑	
	資本金	NT \$ 362,888千	
	事業の内容	サービス業（電子部品の卸販売業）電子産業設備、材料関連の販売	
	主たる出資者及びその出資比率	許宏傑 67.44%	
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	当社と割当予定先とは、平成23年6月2日付で当社主力製品である基板A O I（精密基板パターン検査装置）SXシリーズの台湾・中国向けの販売における総代理店契約を締結しております。	

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成26年3月20日現在におけるものであります。



c 割当予定先の選定理由

F P成長支援A号投資事業有限責任組合

当社は、前事業年度末において193,737千円の債務超過となりました。これを回避するため当社は、平成25年10月22日に第三者割当増資を実施し、当第3四半期末時点において純資産が99百万円となっており、債務超過は解消されておりますが、平成26年4月期の決算期末時点において債務超過を解消できない場合には上場廃止となる上場廃止基準（有価証券上場規程第603条第1項第3号）に抵触する可能性がある状況であります。

このような状況の中、前回（平成25年10月の第三者割当増資）当社とアドバイザー契約をしているイノベーション・エンジン株式会社に相談したところ、当社の状況を理解していただき、平成26年1月にあらためてアドバイザー契約を結んだ上、数社の紹介をいただきました。

その結果、当社とアドバイザー契約をしているイノベーション・エンジン株式会社の仲介により、前回（平成25年10月の第三者割当増資）の割当先であるF P成長支援E号投資事業有限責任組合の出資者であるフレンドリー・パートナーズ株式会社と再度、今回の第三者割当の協議をするに至り、フレンドリー・パートナーズ株式会社が業務執行を担当しているファンドの中から資金状況を考慮された上で、既存のF P成長支援A号投資事業有限責任組合を紹介していただきました。

同組合は、上場企業が発行する有価証券、上場企業の金銭債権を取得し、上場企業の企業再生を目的として設立されており、投資事業組合の管理及び運営等を事業とするフレンドリー・パートナーズ株式会社が業務執行を担当しております。更に同社は当社も含め、多くの投資を成立させてきた経験、実績からも、第三者割当の執行にあたり信頼するに足るものと思慮しております。

また、同組合は、当社が財務の健全化を図り、さらに受注増加に伴う増加運転資金を手当することで、当社の事業の成長性が大幅に高まることについて十分に理解しており、この実現のため資金提供することについて合意して頂いたため、同組合を割当先に選定致しました。

なお、同組合からは、当社に対して純投資目的で資金を投下していただけるとの意思表示を頂いており、純投資を目的としていることから、当社を子会社化又は系列化する意向がないことが明らかであるものと判断しており、また、取締役の派遣等も予定していない旨、確認しております。

Endeavor Partners SG Pte Ltd.

割当予定先であるEndeavor Partners SG Pte Ltd.は、上記フレンドリー・パートナーズ株式会社と同様にイノベーション・エンジン株式会社の仲介により今回の第三者割当の協議をするにいたりしました。具体的には、イノベーション・エンジン株式会社が当社への出資先を検討する際にイノベーション・エンジン株式会社から紹介された証券会社より業務提携・資本提携、M & Aなどの財務コンサルを本業にしているエンデバー・パートナーズ株式会社（東京都千代田区丸の内1-2-1 代表取締役：高山清行）をさらに紹介されたのがきっかけであります。Endeavor Partners SG Pte Ltd.はエンデバー・パートナーズ株式会社のシンガポール関連会社で、特にアジア地域での事業展開を計画している企業を対象にビジネスコンサルティングとしてサービスを提供していると共に、海外進出、人事戦略の構築などの各領域でサポートされております。

今回、イノベーション・エンジン株式会社の代表取締役佐野睦典氏から紹介を受け、エンデバー・パートナーズ株式会社の代表取締役高山清行氏と当社代表取締役菅原雅史が直接面談し、当社の今後の海外市場における事業戦略及び資金需要等の説明をしたところ、当社の事業構想を評価し、特にアジア地域での成長が期待できる投資先として認識したとのことであり、エンデバー・パートナーズ株式会社では、自社よりもむしろエンデバー・パートナーズ株式会社の副社長の高田裕之氏が代表を務めるEndeavor Partners SG Pte Ltd.がアジア地域での展開を進めている当社の事業へのサポートをする上において最適であるとの判断から、エンデバー・パートナーズ株式会社ではなく、Endeavor Partners SG Pte Ltd.に出資を引き受けていただくことになりました。

一方、当社は、同社が当社の事業の成長性を十分に理解頂いており、中長期的視点で資金支援を考えて頂ける点において最適な出資者であります。同社は海外市場における業務提携に関する幅広いネットワークをもっており、当社の台湾及び中国を除く南アジア市場での事業展開に対しシンガポール、マレーシア、ベトナム、インドネシア、フィリピンなど半導体メーカーやプリント基板メーカーが展開している地域における新規顧客開拓にあたり、顧客の紹介や信用調査、代理店候補の紹介などの当社のさまざまなサポートが期待出来ることから、エンデバー・パートナーズ株式会社及び同社との業務提携等を視野に入れ積極的な成長戦略を構築してまいります。

なお、同社からは、取締役の派遣等の予定もなく、当社を子会社化又は系列化する意向がないこと確認しており、割当予定先として選定致しました。

株式会社ユーブランニング  
株式会社国際教育センター

割当予定先である株式会社ユープランニング並びに株式会社国際教育センターは、前回増資の出資者である株式会社滋慶(大阪市中央区島之内1-10-15 代表取締役社長:田中豊徳)同様、全国に関連法人を含め多数の専門学校を所有する学校法人滋慶学園(大阪市中央区島之内1-10-15 総長:浮舟邦彦)のグループ企業であり、当該グループのサポートをしている会社で主に学校経営附属業務を営んでおります。当該2社は、上記フレンドリー・パートナーズ株式会社及びEndeavor Partners SG Pte Ltd.と同様に、イノベーション・エンジン株式会社の仲介により今回の第三者割当の協議をするにいたりしました。

当該2社と関連する株式会社滋慶は、今回、イノベーション・エンジン株式会社の代表取締役佐野睦典氏から再度、紹介を受け、当社代表取締役菅原雅史が直接面談し、当社の今後の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明をしたところ、当社の事業構想を評価し、あらためて今後の成長が期待できる投資先として認識したとのことであり、今回は株式会社滋慶が滋慶学園グループ会社2社を紹介した形で出資を引き受けていただくことになりました。

一方、当社は、当該2社から当社の事業の成長性を十分に理解頂いており、中長期的視点で資金支援を考えて頂ける点において最適な出資者であると共に、当社に対して純投資目的で資金を投下していただけるとの意思表示を頂いており、純投資を目的としていることから、取締役の派遣等の予定もなく、当社を子会社化又は系列化する意向がないことが明らかであるものと判断しており、また、前回、株式会社滋慶より引受にに応じていただいてから安定株主として信頼関係が築けていることから、割当予定先として選定致しました。

TAIWAN KONG KING CO., LTD(台湾港建股份有限公司)(以下TKK社という)

本第三者割当増資における割当予定先であるTKK社は、プリント基板業界のみならず、半導体、FPDなど、電子産業全般に渡る、製造装置、検査機器等の販売を長年行っており、台湾・中国の基板産業、電子産業に大きく貢献しており、当社とは平成23年6月2日付で当社の主力製品である基板AOI・SXシリーズの台湾・中国向けの販売における総代理店契約を締結しております。すでに10数台の販売実績があり、当社が提供する製品及び当社技術・サービスに対して高い評価をいただいております。また、TKK社は販売のみならず、製品納品後のアフターサービスなど技術サービスの提供も行っており、当社製品の設置後の対応など、当社の平成26年4月期の海外売上高約4億円の見通しに対して大きく寄与いたしております。

このような取り組みによりお互いの信頼関係を深めておりますが、さらに当社株式を保有していただき、より緊密な協力関係を構築するため、本第三者割当においてTKK社を割当予定先としました。

なお、TKK社からは資本、業務提携を超える経営権の取得や支配株主となることは目的としておらず、取締役の派遣等の予定もない旨、伺っております。

d 割り当てようとする株式の数

F P成長支援A号投資事業有限責任組合	普通株式	169,400株
Endeavor Partners SG Pte Ltd.	普通株式	169,400株
株式会社ユープランニング	普通株式	84,700株
株式会社国際教育センター	普通株式	84,700株
TAIWAN KONG KING CO., LTD	普通株式	84,700株

e 株券等の保有方針

割当予定先であるF P成長支援A号投資事業有限責任組合、株式会社ユープランニング及び株式会社国際教育センターは、それぞれ純投資を目的としております。3社とも当社の事業の特性である長期に渡る技術の積み重ねが、持続的な競争力を発揮する事業形態であることを理解し、中長期的な成長可能性を評価しており、中長期の保有方針を持っております。

Endeavor Partners SG Pte Ltd.は、海外法人としてシンガポールを拠点に事業展開をしており、アジア市場における業務提携に関する幅広いネットワークをもっており、当社のアジア市場での事業展開に対しさまざまなサポートが期待出来ることから、当社は同社との業務提携等を視野に入れた積極的な成長戦略を構築していく予定であります。当社からは当社をご支援していただく趣旨から、中長期的に当社株式を保有していただくよう要望しており、Endeavor Partners SG Pte Ltd.からも、そのようにする意向であると伺っております。

また、T K K社においては、本第三者割当増資による資本提携によってさらに信頼関係が深まりますが、T K K社からは資本、業務提携を超える経営権の取得や支配株主となることは目的としておらず、当該資金調達により新製品（前述（注4））開発を促進し、競争力を高めることで優位な営業展開が可能となり、それが結果的に販売強化に結びつくことになることから、お互いに事業におけるシナジー効果をあげることを目的としている旨の説明を受けております。当社からは当社をご支援していただく趣旨から、中長期的に当社株式を保有していただくよう要望しており、T K K社からも、そのようにする意向であると伺っております。

なお、当社と各割当予定先との間で、当該割当新株式を引受後半年間は引受株式の市場売却・相対売却の制限をする旨の契約をしております。付帯条件として、払込終了以降一度でも発行価格に対して2倍以上の株価となった場合は前述の制限を解除できるものとしますが、払込終了後半年間は発行価格の2倍以下では売却できないことの制限を設けております。

また、当社は各割当予定先が払込期日から2年以内において、割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、各割当予定先から払込期日までに確約書を得る予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

割当先のF P成長支援A号投資事業有限責任組合、株式会社ユープランニング、株式会社国際教育センター及びT K K社より、直近の財務状況に照らし、本第三者割当の払込は十分に可能である旨の確約をいただいております。払込に必要となる資金の確保についても支障がない旨の報告を受けており、あわせて割当先、出資者またはファンドの資金残高も十分であることを銀行預金口座の通帳残高または銀行預金の残高証明書の提出を受け、確認しております。

なお、Endeavor Partners SG Pte Ltd.においては、平成26年3月20日時点において、銀行預金口座の通帳残高の確認はとれておりませんが、親会社であるエンデバー・パートナーズ株式会社から出資金に相当する額がEndeavor Partners SG Pte Ltd.に払い込まれる予定である旨報告を受けており、当社では、エンデバー・パートナーズ株式会社から払込が十分に可能である銀行預金口座の通帳残高を確認しております。

以上により、当社は割当予定先の本第三者割当の払込みに要する財産について、問題はないものと判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるF P成長支援A号投資事業有限責任組合、Endeavor Partners SG Pte Ltd.、株式会社ユープランニング、株式会社国際教育センター及びT K K社より、社長をはじめとする割当予定先役員等との面談を実施したうえ、各割当予定先からは、いずれも割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係がない旨の表明を個別に取得しております。

また、上記割当予定先、当該割当予定先の役員または主要株主（主な出資者）が反社会的勢力であるか否か、及び各割当予定先関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否について、独自に専門の第三者調査機関である株式会社J Pリサーチ&コンサルティング（住所：東京都港区虎ノ門3-7-12 代表取締役：古野啓介氏）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、当該割当予定先関係者が反社会的勢力である、又は、各割当予定先関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。

上記のとおり、割当予定先、当該割当予定先の役員または主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3【発行条件に関する事項】

本第三者割当増資による本株式の払込金額は、本第三者割当増資にかかる取締役会決議の前営業日までの直前1ヶ月間の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値の平均価額から10%ディスカウントした価額590円としました。発行価額の算定根拠は、取締役会決議の直前営業日までの3ヶ月間（平成25年12月20日から平成26年3月19日まで）の終値平均626.0円と直前1ヶ月間（平成26年2月20日から平成26年3月19日まで）の終値平均655.7円とを比較し、高いほうを選択し、また、当社の現在の資金繰り等財務状況で不安定要素が多い中、割当先のリスク面も考慮し、当社及び既存株主に対して不利となるような発行価格や持株比率などの条件を排除するよう勸案し、割当先と十分な協議をした上、有利発行にはならない範囲でのディスカウントを想定して検討しました。割当先とは、当該割当新株式を引受後半年間は引受株式の市場売却・相対売却の制限をする旨の契約をしており、既存株主と比べ流動性の面で制約がある点を考慮すると算定基準株価の10%のディスカウントは特に有利な発行には該当しないと判断いたしました。また、発行価額の算定にあたり直前1ヶ月間の終値平均と直前3ヶ月の終値平均とを比較したことについては、取締役会決議の直前6ヶ月間の終値平均とした場合には、平成25年10月に実施した第三者割当増資の内容をはさんでの算出となり、また、取締役会決議の直前取引日の終値とした場合には、当社株式は大手上場他社企業と比較して小型株であることから、マーケットの影響を受けやすく、日々の上げ下げが大きくなる可能性を持っており、必ずしも会社の価値を反映している価額とは言い切れない可能性があるかと判断したためであります。

なお、本第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日までの1ヶ月間（平成26年2月20日から平成26年3月19日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値655.7円と比較して10.02%のディスカウント、当社普通株式の3ヶ月間（平成25年12月20日から平成26年3月19日まで）の終値の平均値626.0円と比較して5.75%のディスカウント、当社普通株式の6ヶ月間（平成25年9月20日から平成26年3月19日まで）の終値の平均値592.7円と比較して0.46%のディスカウント、そして直前取引日（平成26年3月19日）の終値669円と比較して11.81%のディスカウントであります。（当社は平成25年11月1日を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割いたしました。これに伴い、当社普通株式の6ヶ月間の終値の平均値は、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。）

この払込金額については日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日制定）の「取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日または直前日までの価額または売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長6ヶ月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」との規程の範囲内のものであり、本第三者割当の目的や割当先の保有方針等も勘案すると、本第三者割当の発行価額については、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

なお、当社では、発行条件等につき客観的な意見を取り入れるため、割当予定先及び当社とは利害関係のない弁護士を当社社長の知人等を介し複数紹介いただき、その中から当社が選択したクリア法律事務所（住所：東京都千代田区五番町1番地 代表弁護士：古田利雄）の古田利雄氏と当社の監査役全員（社外監査役・森田克彦氏、社外監査役・菅原佳典氏、社外監査役・佐野元彦氏）の計4名で構成される第三者委員会に当社の経営状況、当社株式の市場価格等について説明し、当該委員会からは、本第三者割当増資の発行条件につき検討した結果、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日制定）の指針の範囲内で行われるもので、本第三者割当増資の払込金額は「特に有利な価格」には該当しないものであり適法である旨の意見を得ております。

また、当社取締役会では、当社を取り巻く厳しい経営環境を加味し、喫緊の課題である受注増加に伴う増加運転資金の調達、新製品（前述（注4））開発を加速させ、成長を確実なものとする事業基盤の確立が必要であり、そのためには本第三者割当による自己資本の充実が必要不可欠であると考えております。事業基盤の確立を推進する本第三者割当により、株式の希薄化を伴うものの、今回の新株式発行による資金調達ができない場合は、当面の受注案件の仕入や、今後大型受注が予測される中であって、その仕込み資金が不足し納期対応が出来なくなる可能性もあり、また、いち早く新製品（前述（注4））の開発を完了させたうえで他社に先がけ新製品（前述（注4））の販売を行うことも出来なくなる可能性もあり、今後の事業展開に支障をきたすことが予想されることから、本第三者割当増資による自己資本の増強は、当社の収益性の向上や財務体質の強化につながるものと考えており、それらが当社の企業価値向上をもたらす、既存株主様に対する株主価値の向上に大いに寄与すると考えております。

よって、既存株主様への影響についても踏まえた結果、本第三者割当並びに、調達する資金使途は合理的であるものと当社取締役会として判断しております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当による新株式発行にかかる発行新株式数は592,900株（議決権5,929個）であり、平成25年10月31日現在の当社発行済株式総数2,008,400株（総議決権数20,084個）に対し29.52%（総議決権に対し29.52%）の希薄化が生じるものと認識しております。

本第三者割当増資により割り当てる予定の当社普通株式並びに最近6か月間に実施した平成25年10月22日払込完了の第三者割当増資により発行した当社普通株式の合計数は1,406,800株（議決権14,068個）となり、当該第三者割当増資の実施前の平成25年10月21日時点の当社発行済株式総数1,194,500株（総議決権数11,945個）に対し117.77%（総議決権に対し117.77%）となり、25%以上の割合で希薄化が生じることとなるため、本第三者割当は、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式記載上の注意（23 - 6）に規定する大規模な第三者割当に該当します。（当社は平成25年11月1日を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割いたしました。これに伴い、当社発行済株式総数及び発行新株式数は、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。）

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
F P 成長支援 E 号投資事業有 限責任組合	東京都千代田区丸の内2-2-1	488,300	24.31%	488,300	18.77%
菅原 雅史	秋田県仙北市	273,000	13.59%	273,000	10.49%
株式会社滋慶	大阪市中央区島之内1-10-15	271,300	13.51%	271,300	10.43%
F P 成長支援 A 号投資事業有 限責任組合	東京都千代田区丸の内2-2-1	-	-	169,400	6.51%
Endeavor Partners SG Pte Ltd.(常任代理人 エンデ パー・パートナーズ株式会 社)	東京都千代田区丸の内1-2-1	-	-	169,400	6.51%
松本 富吉	京都市中京区	141,500	7.05%	141,500	5.44%
TAIWAN KONG KING CO., LTD (常任代理人 WK K ジャパ ン株式会社)	東京都港区芝公園一丁目7番 地15号 池田ビル2階	-	-	84,700	3.26%
株式会社ユープランニング	大阪府大阪市中央区島之内1- 11-30	-	-	84,700	3.26%
株式会社国際教育センター	大阪府大阪市中央区島之内1- 10-15	-	-	84,700	3.26%
高橋 秋男	秋田県大仙市	83,600	4.16%	83,600	3.21%
計	-	1,397,500	69.58%	1,850,600	71.14%

(注) 1 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年10月31日現在における株主名簿に  
基づき記載しております。

2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第三  
位を四捨五入しております。

3 当社は平成25年11月1日を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割しており、所有株式数は、当事業年度  
の期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響

当社は、エレクトロニクス分野における外観検査装置の開発・製造・販売を主力事業として展開しておりますが、  
リーマンショックをきっかけとした世界的な信用収縮・金融不安による企業業績悪化等が影響して、平成23年4月期を  
除く直近5期において経常損失を計上しました。この間、コスト削減のため大幅な経費削減策の断行、円高に対応する  
ため生産の海外展開、また製品価格の低価格化に対してはV Eによるコストダウンを図る等の対応をとりましたが、急  
激な業績の悪化に伴い損失額が膨らみ、前事業年度末において193,737千円の債務超過となりました。

そのため、当社は、平成26年4月期の決算期末時点においてもなお債務超過を解消できない場合には上場廃止となる  
上場廃止基準(有価証券上場規程第603条第1項第3号)に抵触の可能性がある状況であります。

これを回避するため当社は、平成25年10月22日に第三者割当増資を実施し、当第3四半期末時点において純資産が99  
百万円となっており債務超過は解消されております。しかしながら、上場廃止基準は平成26年4月期の決算期末時点に  
おいて債務超過であるかを判断するため、依然として上場廃止となるリスクがあります。

一方、平成21年にハイエンドパッケージ基板用A O Iの製品化に成功し有力ユーザーへの納入実績を上げて以降、ハイ  
エンドA O I分野で多くの実績を積み重ねると共に、平成24年にはハイエンドパッケージ基板用A V Iを台湾の有力  
顧客から大量受注を獲得するなど、A O I、A V I両製品の評価が高まっており、今期(平成25年5月~平成26年4  
月)に引き続き来期以降についても、継続してリピートオーダーが予定されております。

これらの実績が示す通り、当社の検査装置が持つ高い性能やユーザーに密着したサポート体制など、検査装置メー  
カーとしての高い評価が業界に浸透してきており、一昨年後半から国内・海外市場ともに新規受注及び新規引合いが増  
加してきております。

また、当社では、以前から取り組んでいるインライン検査モジュールについて、その高い性能が評価されてきており、スマートフォン向けの精密なタッチパネルの検査や液晶用フラットパネルの精密な検査モジュールとして、すでに多数の受注を獲得し、今期(平成25年5月～平成26年4月)の第3四半期末までの売上に約1億円計上されており、当社の新たな収益源として拡大していくよう積極的に取り組んでおります。さらに、新興市場で急速にニーズが高まっているローコストの外観検査装置である小型AVIについて、性能はもとより価格面においても高い競争力をもつ戦略製品の開発が完了し、すでに複数台受注し今期末までの売上に約3千万円の貢献が見込まれます。

以上の通り、当社は前回(平成25年10月)実施した第三者割当増資により当面の課題であった債務超過のリスク解消及び海外でニーズが高まっているAVIの開発等に資金投入しておりますが、さらに当社は今、大きな転換期を迎えており、基板AOI、AVIの受注増加による増加運転資金の調達が必要となっていること。従来から拡大傾向にあるスマートフォンやタブレットPCの他、4KテレビやウェアラブルPCなどに使用されるデバイスの多様化に伴い、高い検査精度が要求されてきており、新製品(前述(注4))開発を加速させ成長を確実なものにすること。潜在成長力の高い中国・アジア地域への積極的展開(戦略製品の販売強化のためのデモ用装置制作等)のためを目的として、第三者割当増資を実施することの必要性があると判断いたしました。

## (2) 本第三者割当による資金調達を選択した理由

本第三者割当を選択した理由は以下のとおりです。

上記「6 大規模な第三者割当の必要性 (1) 第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響」に記載の通り、当社は、数年来経常損失を計上しており、前事業年度末において193,737千円の債務超過となりました。これを回避するため当社は、平成25年10月22日に第三者割当増資を実施し、当第3四半期末時点において純資産が99百万円となっており、債務超過は解消されておりますが、平成26年4月期の決算期末時点において債務超過を解消できない場合には上場廃止となる上場廃止基準(有価証券上場規程第603条第1項第3号)に抵触する可能性がある状況であります。かかる状況では引受先が現れる可能性が低く、公募増資による資金調達は困難であります。また、現時点における当社の財務状況から社債若しくは新株予約権付社債の発行又は金融機関からの新規若しくは追加の借入による調達は困難であるうえ、新たな債務負担行為となるこれらの方法は、上場廃止基準との関係でも相当ではないものと考えております。

一方、当社は現在、数年前から取り組んできた基板AOI及び基板AVIなどの検査装置が、市場で高い評価を得ており、一昨年の後半から徐々に海外からの受注が増えています。さらに為替相場において極端な円高が解消されたことなどにより、国内のユーザーが積極的な投資に取り組んでおり、昨年末から受注及び引合いが急増しております。

当社が関わっている市場の急拡大と合わせて、受注の急拡大が予想されているため、資金需要が高まっていることに加え、当社が新たなニーズに対応した新製品を積極的に投入していくことで高い成長を実現していく絶好のタイミングであると考えております。

このタイミングを逃さないためには、早急に資金調達を実施する必要がありますが、現時点における当社の財務状況から社債の発行、金融機関からの新規若しくは追加の借入による調達は困難であり、新株予約権付社債の発行は機動性を考慮すると適切ではなく、新株予約権を発行し順次権利行使される方法も時間を要するため、機動的な資金調達方法である第三者割当による新株式の発行が迅速に増資を完了できることから、最適な方法と判断いたしました。

## (3) 株式の希薄化による株主に対する影響

本第三者割当により、592,900株の普通株式が発行され、発行新株にかかる議決権数を発行済株式の議決権数で除した議決権の希薄化率は29.52%となり、本第三者割当は、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式記載上の注意(23-6)に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

他方、当社は、平成20年4月期以降、平成23年4月期を除く毎期の純損失計上により、前事業年度末において193,737千円の債務超過となりました。平成25年10月に実施された第三者割当増資により、当第3四半期末時点において純資産が99百万円となっており、債務超過は解消されておりますが、平成26年4月期の決算期末時点において債務超過を解消できない場合には上場廃止となる上場廃止基準に抵触する可能性がある状況であります。かかる状況では、金融機関等からの資金調達も、今後予想される受注増による増加運転資金の調達及び顧客ニーズに対応した新製品(前述(注4))開発の加速化にかかる費用までの調達は困難であります。

今回の新株式発行による資金調達ができない場合は、当面の受注案件の仕入や、今後大型受注が予測される中であって、その仕込み資金が不足し納期対応が出来なくなる可能性もあり、また、いち早く新製品(前述(注4))の開発を完了させたいうえで他社に先がけ新製品(前述(注4))の販売を行うことも出来なくなる可能性もあり、今後の事業展開に支障をきたすことが予想されます。

以上のとおり、本第三者割当による株式の発行に伴って一定程度の希薄化が生じることとなりますが、本第三者割当を実施することにより、成長戦略の基盤となる開発案件への投資、販売強化及び増加している受注案件に対応した増加運転資金に投下することが可能となり、当社の今後の業績回復と信用力及び企業価値の向上が期待されることから、本

第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的である旨の意見書を前述の第三者委員会から平成26年3月19日に入手しております。

また、本第三者割当増資による資金は、当社の成長を実現していくための前向きな施策に用いられるものであることから、当該資金による施策は株価に悪影響を及ぼすものではないと考えております。

なお、本第三者割当増資に関する第三者委員会の意見の概要は以下のとおりであります。

(本第三者委員会の意見の概要)

(結論)

当第三者委員会は、本件第三者割当増資による新株式の発行における資金調達について審議したところ、以下に述べる当社の状況および当社を取り巻く事業環境等に鑑み、資金調達の必要性及び第三者割当による方法を選択することの相当性を認めます。

(理由)

#### 1 資金調達を行う必要性

インスペック株式会社(以下「当社」という。)は、数年来経常損失を計上し、前事業年度末において193,737千円の債務超過を計上している。この債務超過については、前回(平成25年10月の第三者割当)増資により当第3四半期末時点において、純資産が99百万円となっており債務超過は解消されているが、平成26年4月期の決算期末時点において債務超過を解消できない場合には上場廃止となる上場廃止基準に抵触する可能性がある状況となっている。

他方、当社は平成21年にハイエンドパッケージ基板用AOIの製品化に成功し有力ユーザーへの納入実績を上げて以降、ハイエンドAOI分野で多くの実績を積み重ね、平成24年には台湾でハイエンドパッケージ基板用AVIの大量受注を獲得するなど、評価が高まっており、今期(平成25年5月～平成26年4月)に引き続き来期以降についても、多数のリピートオーダーが予定されている。直近では、新興市場で急速にニーズが高まっているローコストの外観検査装置である小型AVIの受注、超ファインピッチのハイエンド検査装置の大型受注を目指している。

このため、当社は、早急に受注増加に伴う増加運転資金を調達し、併せて顧客のニーズに対応した製品開発を行うため、資金調達の必要に迫られており、資金使途の具体性・合理性があると認められる。

また、これら事業活動の他、当社では財務面の強化を目指しており、これは既存株主の利益、当社の企業価値向上のためにも必要であることから、本件第三者割当増資は、財務体質の改善、経営基盤の強化においても必要性があると考えられる。

#### 2 資金調達の適法性(本件増資は「特に有利な金額」で行われるものでないこと)

「特に有利な金額」(会社法第199条3項)とは、公正な発行価額と比較して特に低い価額をいい、公正な発行価額とは、新株の発行により企図される資金調達の目的が達せられる限度で旧株主に最も有利な価額であるとされている。

そして、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日制定)は、有利発行に関して、「取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日または直前日までの価額または売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間(最長6ヶ月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」としている。

本第三者割当増資による本株式の払込金額は、本第三者割当増資にかかる取締役会決議の前営業日までの直前1ヶ月間または直前3ヶ月間の終値の平均価額から10%ディスカウントした価額としている。

また、この発行価額は、直前1ヶ月間の終値平均と直前3ヶ月間の終値平均との比較より、金額の高い方を基礎価額として選択することとしている。

本第三者割当増資は、前記日本証券業協会の指針の範囲内で行われるもので適法であり、「特に有利な金額」で行われるものでない。

#### 3 調達資金の額及び資金調達方法選択の相当性

前項記載の受注増加による増加運転資金および開発資金を確保する目的を達するためには、当社の会計帳簿と事業計画に照らした場合、早急に資金調達が必要であることが認められる。

また、当社は、前事業年度末において債務超過を計上しており、平成25年10月に実施した第三者割当増資により、当第3四半期末時点において、純資産が99百万円となっており債務超過は解消されているが、平成26年4月期の決算期末時点において債務超過を解消できない場合には上場廃止となる上場廃止基準に抵触する可能性がある状況となっている。かかる状況では引受先が現れる可能性が低く、公募増資による資金調達は可能性が低く、社債若しくは新株予約権付社債の発行又は金融機関からの借入による調達は困難であるうえ、新たな債務負担行為となる



これらの方法は、上場廃止基準との関係でも相当ではない。また、増資は迅速に完了しなければならないため、新株予約権を発行し順次権利行使される方法も適切でない。本件第三者割当増資は、迅速に増資を完了できるため、資金調達方法として相当であるというべきである。

#### 4 本件増資の引受先選定の経緯の相当性

当社は、前回(平成25年10月)実施した第三者割当増資以降も継続的に資金調達を検討していたところ、前回、資金調達にかかるアドバイザー契約を締結したイノベーション・エンジン株式会社とあらためて契約を締結し、同社からは当社に対して、数社を増資の引受先候補として紹介された。

当社は、これら候補について、反社会ないし反市場的勢力でないこと、当社の事業モデルに理解があること、当社株式の長期保有が期待できること、追加投資の可能性があること等の観点から、取引のある金融機関等の情報も参考にしつつ検討した。

割当予定先であるF P成長支援A号投資事業有限責任組合は、前回(平成25年10月の第三者割当増資)の割当先であるF P成長支援E号投資事業有限責任組合と同様、フレンドリー・パートナーズ株式会社が出資者である既存のファンドであり、上場企業が発行する有価証券、上場企業の金銭債権を取得し、上場企業の企業再生を目的として組成されたものである。同組合は投資事業組合の管理及び運営等を事業とするフレンドリー・パートナーズ株式会社が業務執行を担当しており、同社は当社を含め多くの投資を成立させてきた経験、実績からも、第三者割当の引受先として信頼するに足ると判断したことは相当であると認められる。

Endeavor Partners SG Pte Ltd.は、イノベーション・エンジン株式会社の仲介により今回の第三者割当の協議をするに至っている。同社はエンデバー・パートナーズ株式会社のシンガポール関連会社であり、業務提携などのビジネスコンサルティングを本業にしている。

今回、イノベーション・エンジン株式会社の代表取締役佐野睦典氏から紹介を受け、エンデバー・パートナーズ株式会社の代表取締役高山清行氏と当社代表取締役菅原雅史が直接面談し、当社の今後の海外市場における事業戦略、及び資金需要等の説明をしたところ、当社の事業構想を評価し、特にアジア地域での成長が期待できる投資先として認識したとのことであり、エンデバー・パートナーズ株式会社の副社長の高田裕之氏が代表を務めるEndeavor Partners SG Pte Ltd.が南アジア地域での展開を進めている当社の事業へのサポートをする上において最適であるとの判断は相当と思われる。

当社はEndeavor Partners SG Pte Ltd.について、エンデバー・パートナーズ株式会社の代表である高山清行氏を通じて当社の事業計画を十分理解していることから、また、同社はシンガポールの現地法人であり、アジア市場における業務提携に関する幅広いネットワークをもっており、当社のアジア市場での事業展開に対しさまざまなサポートが期待出来ることから、当社はエンデバー・パートナーズ株式会社及び同社との業務提携等を視野に入れた積極的な成長戦略を構築していく予定であり、今後も当社に対する支援協力が期待できると判断したことは相当であると認められる。

株式会社ユープランニング並びに株式会社国際教育センターは、前回増資の出資者である株式会社滋慶と同様全国に関連法人を含め多数の専門学校を所有する学校法人滋慶学園のグループ企業であり、当該グループのサポートをしている会社で主に学校経営附属業務を営んでいる。当該2社は、上記フレンドリー・パートナーズ株式会社及びEndeavor Partners SG Pte Ltd.と同様に、イノベーション・エンジン株式会社の仲介により今回の第三者割当の協議をするに至っている。当社は2社について、当社の事業計画を十分理解していることから、また、前回、株式会社滋慶より引受にに応じていただいてから安定株主として信頼関係が築けていることから、当該2社においても今後も当社に対する支援協力が期待できると判断したことは相当であると認められる。

TAIWAN KONG KING CO., LTD(台湾港建股份有限公司)(以下TKK社という)は、当社とは平成23年6月2日付で当社の主力製品である基板AOI・SXシリーズの台湾・中国向けの販売における総代理店契約を締結しており、すでに二桁台の販売実績があり、当社が提供する製品及び当社技術・サービスに対して高い評価をいただいている。また、同社は販売のみならず、製品納品後のアフターサービスなど技術サービスの提供も行っており、当社製品の設置後の対応など、当社にとって売上の向上に多大な寄与をもたらしている。

このような取り組みによりお互いの信頼関係を深めているが、今後さらに企業価値の向上につながるシナジーを生み出し、緊密な協力関係を構築するため、本第三者割当においてTKK社を割当予定先としたことは相当であると認められる。

なお、当社役員は、これら各割当先との間に取引関係、資本関係等の利害関係を有していない。

#### 5 新株発行条件の相当性

##### (1) 発行数量及び株式の希薄化の規模について

第三者割当により、592,900株の普通株式が発行され、発行新株にかかる議決権数を発行済株式の議決権数で除した議決権の希薄化率は29.52%であり、また、平成25年10月に実施された第三者割当増資分を含めた場合の希薄化率は117.77%となる見込みで、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条で定める希薄化率25%の第三者割当増資に該当する。

本件における各引受先からは、より多額の出資に応じる用意があるとの提案もなされたが、既存株主の議決権の希薄化をできる限り抑制するために、必要資金に限って調達するものであり、当該金額を調達することによって生じる希薄化の規模は合理的であると認められる。

## (2) 発行価額の相当性について

本第三者割当による発行価額は、本第三者割当増資にかかる取締役会決議の前営業日までの直前1ヶ月間または直前3ヶ月間の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値の平均価額から10%ディスカウントした価額としている。また、この発行価額は、直前3ヶ月間の終値平均と直前1ヶ月間の終値平均とを比較し、金額の高い方を基礎額として選択することとされている。

当社が直前3ヶ月間の終値平均と直前1ヶ月間の終値平均とを比較し、直前取引日の終値及び直前6ヶ月間の終値平均を比較対象に加えなかった点については、取締役会決議の直前6ヶ月間の終値平均とした場合には、平成25年10月に実施した第三者割当増資の内容をはさんでの算出となり、また、取締役会決議の直前取引日の終値とした場合には、当社株式は大手上場他社企業と比較して小型株であることから、マーケットの影響を受けやすく、日々の上げ下げが大きくなる可能性を持っており、必ずしも会社の価値を反映している価額とは言い切れない可能性があることから、相当であるものと考えられる。

このように発行価額の算定根拠については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしても有利発行に該当するものではないと考えられる。

以上の通り、発行価額は当社の事業価値を反映した公表日直前1ヶ月間の終値平均を基礎として有利発行に該当しない限度でディスカウントされた金額であることを勘案すると本件第三者割当の発行価額は合理的といえる。

## (3) 各割当先の当社株式の運用方法について

当社と本件の各割当先の間では、当該割当新株式を引受後半年間は引受株式の市場売却・相対売却の制限をする旨の契約をしている(付帯条件として、払込終了以降一度でも発行価格に対して2倍以上の株価となった場合は前述の制限を解除できるものとするが、払込終了後半年間は引き受け株価の2倍以下では売却できないことの制限を設けている)。

当社は割当予定先が払込期日から2年以内において、割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告することになっており、既存株主に対して相当な配慮がなされている。

- 6 最後に、上記割当予定先、当該割当予定先の関係会社の役員、主要株主(主な出資者)が反社会的勢力であるか否か、及び各割当予定先関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否について、独自に専門の第三者調査機関である株式会社JPRリサーチ&コンサルティング(住所:東京都港区 代表取締役:古野啓介氏)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領している。当該調査報告書において、当該割当予定先関係者が反社会的勢力である、又は、各割当予定先関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告がなかったことを確認している。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本第三者割当増資につき必要性及び相当性が認められるとの意見を平成26年3月19日に得ております。

そして、平成26年3月20日開催の取締役会において、本第三者委員会の上記意見を参考に討議・検討した結果、既存株主の影響を勘案しましても、本第三者割当増資の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しました。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当ありません。

8 【その他参考になる事項】

該当ありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第25期）及び四半期報告書（第26期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」という）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年3月20日）までの間に生じた変更はありません。

なお、本第三者割当による株式の発行に伴って一定程度の希薄化が生じることとなりますが、本第三者割当を実施することにより、この調達により今後の受注増加に伴う増加運転資金へも対処できることとなり、新製品開発など研究開発を積極的に実施することができ、継続的に安定した事業運営が可能になります。このことにより、金融機関は元より、多くの得意先の与信判断に対し好材料になるため、将来にわたる事業基盤の強化及び収益の拡大への貢献が見込まれることから、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年3月20日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第25期）の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成25年7月30日提出の臨時報告書）

[ 提出理由 ]

平成25年7月26日に開催された当社第25期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出したものであります。

[ 報告内容 ]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年7月26日

(2) 当該決議事項の内容

（会社提案）

第1号議案 定款一部変更の件

当社株式の売買単位を100株とするため、株式を分割するとともに単元株制度を採用するに伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、及び株主の皆様の便宜を図るため、単元未満株式についての権利及び単元未満株式の売渡請求の条文を新設する。

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役として、能田正行を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役三浦暢夫の辞任に伴い、森田克彦を選任する。

第4号議案 会計監査人選任の件

任期満了により、新たに監査法人アヴァンティアを選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数及び決議結果  
 （会社提案）

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果	
				可否	賛成比率（％）
第1号議案	6,797	30	0	可決	99.56
第2号議案	6,589	238	0	可決	96.51
第3号議案	6,594	233	0	可決	96.59
第4号議案	6,593	234	0	可決	96.57

各決議事項が可決されるための要件

- 第1号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席と出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成
- 第2号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席と出席した当該株主の議決権の過半数の賛成
- 第3号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席と出席した当該株主の議決権の過半数の賛成
- 第4号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席と出席した当該株主の議決権の過半数の賛成

（平成25年10月9日提出の臨時報告書）

[ 提出理由 ]

平成25年10月4日開催の当社取締役会において第三者割当による新株式の発行（以下「本第三者割当」といいます。）が決議され、当社の主要株主に異動が見込まれますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出したものであります。

[ 報告内容 ]

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名または名称

主要株主である筆頭株主となるもの F P 成長支援 E 号投資事業有限責任組合  
 主要株主となるもの 株式会社滋慶  
 主要株主でなくなるもの 松本富吉

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

F P 成長支援 E 号投資事業有限責任組合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	個	％
異動後	4,883個	24.31％

## 株式会社滋慶

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	個	%
異動後	2,713個	13.51%

## 松本 富吉

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	1,476個	12.36%
異動後	1,476個	7.35%

(注1) 異動前及び異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注2) 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成25年4月30日現在の総議決権数11,945個に基づき計算しております。

(注3) 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成25年4月30日現在の総議決権数11,945個に、本第三者割当に伴い増加する、議決権の数8,139個を加えて議決権の数20,084個に基づき計算しております。

## (3) 当該異動の年月日

平成25年10月22日

## (4) その他の事項

本臨時報告書提出日現在の資本金の額 1,291,923,563円

本臨時報告書提出日現在の発行済株式総数 11,945株

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第25期)	自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日	平成25年7月29日 東北財務局長に提出
四半期報告書	(第26期第3四半期)	自 平成25年5月1日 至 平成26年1月31日	平成26年3月14日 東北財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（E D I N E T）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。



## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年3月14日

インスペック株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人アヴァンティア

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 小笠原 直 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 戸城 秀樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているインスペック株式会社の平成25年5月1日から平成26年4月30日までの第26期事業年度の第3四半期会計期間（平成25年11月1日から平成26年1月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成25年5月1日から平成26年1月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、インスペック株式会社の平成26年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

「注記事項（継続企業の前提に関する事項）」に記載されているとおり、会社は、前々事業年度において165,838千円、前事業年度において275,087千円の営業損失をそれぞれ計上している。また、当第3四半期累計期間においては9,134千円の営業利益を計上しているものの、継続的な収益性の回復を確認できるまでには至っていない。以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### その他の事項

会社の平成25年4月30日をもって終了した前事業年度の第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して平成25年3月14日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して平成25年7月26日付けで無限定適正意見を表明している。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2．四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年7月26日

インスペック株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡山 賢治 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 斎藤 昇 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉山 勝 印

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているインスペック株式会社の平成24年5月1日から平成25年4月30日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度に引き続き当事業年度においても営業損失275,087千円、経常損失278,796千円及び当期純損失390,398千円を計上した結果、当事業年度末で193,737千円の債務超過となっている。これにより、当事業年度末において長期借入金430,316千円に付されている純資産額に関する財務制限条項に抵触している。また、会社の有利子負債は618,951千円と総資産の96.7%を占めており、手元流動性に比して高水準にある。このため、取引金融機関との間で平成25年10月までの長期借入金元本の返済条件変更契約を締結している。さらに、このような状況により取引金融機関からの新たな資金調達が困難となっている。以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

2.重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年6月14日開催の取締役会において、会社の取締役、監査役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議している。

3.重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年7月19日開催の取締役会において、中華民国に子会社を設立することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インスペック株式会社の平成25年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、インスペック株式会社の平成25年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、インスペック株式会社が平成25年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。